平成２６年（フ）第４２８７号
大阪市此花区酉島１丁目１番５号
破産者　大和　秀行
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９３号
静岡県浜松市中区幸１丁目２番20号　高台グランドハイツ４－Ｃ、開始決定時の住所大阪市東淀川区井高野２丁目９－２　ナビハイム井高野203号
破産者　ライブカフェ　ブルードアこと　井之上雅子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８９９号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目72番地の５　ベルメゾン園田　105号
破産者　小野　丈夫
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００３号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番７―502号、開始決定時の住所大阪市平野区長吉出戸３丁目２番27号
破産者　射場　安夫
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０３５号
大阪市生野区巽東３丁目２番12―702号、前住所大阪市生野区舎利寺２丁目１番７号
破産者　高田　勝吉
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０９７号
大阪府大東市寺川３丁目５番20号　ピエデルモンテ102号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市中石切町４丁目９番９号　レオパレスバレーリバー　107号
破産者　湖山　貴史
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７０号
大阪府八尾市跡部本町１丁目３番14―303号
破産者　真田　信長
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５２４号
大阪市大正区南恩加島６丁目16番23号
破産者　廣本　辰男
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６２５号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番７―502号、開始決定時の住所大阪市平野区長吉出戸３丁目２番27号
破産者　射場　洋子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１８号
兵庫県明石市硯町３丁目６番４号　　サンハイツ303号
破産者　奥　　謙二
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８０号
大阪市都島区都島中通２丁目９番31―505号
破産者　下川　昭人
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９０５号
大阪市大正区泉尾１丁目32番12号
破産者　ミナミ宝飾店こと　南　　一政
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９６７号
大阪市平野区加美西１丁目13番36―401号、前住所大阪市東住吉区桑津３丁目２番21号
破産者　式谷製作所こと　式谷　政信
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６０号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１　神戸パークシティＡ号棟1207号
破産者　森　　仁
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１４号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目９番22号、事業所所在地大阪市住之江区北加賀屋５－６－58
破産者　五島創研こと　浦　　章光
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０９号
大阪府東大阪市三島１丁目27番５号
破産者　マイ・コーポレーションこと　中尾　昌義
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４号
大阪府枚方市村野南町１番２―101号
破産者　松本　隆司
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部